

宮崎県未成年後見人支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）に基づき宮崎県に設置されている児童相談所（以下「児童相談所」という。）が支援を行う児童等について、その未成年後見に係る報酬等を助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするものである。

この事業の実施にあたっては、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成17年5月2日付け雇発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「国通知」という。）に基づくほか、この要綱の定めるところによる。

(助成要件)

第2条 宮崎県未成年後見人支援事業（以下「本事業」という。）における助成要件は、次の要件をすべて満たした場合とする。

- (1) 未成年後見人は、児童相談所の長（以下「児童相談所長」という。）が児童福祉法第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に対して未成年後見人の選任請求を行い、家庭裁判所が選任した者又は児童相談所長以外の者が家庭裁判所に対して未成年後見人の選任請求を行い、家庭裁判所が選任した者若しくは家庭裁判所の職権により選任した者（但し、児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された者及び家庭裁判所の職権により選任された者については、児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあり、児童相談所長が認める児童に係る者に限る。）（以下「助成対象未成年後見人」という。）
 - (2) 未成年後見人を受ける児童等（以下「被後見人」という。）が成年に到達する日の前日までの者であること。
 - (3) 被後見人は、児童相談所が支援を行う児童等であること。
 - (4) 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が、1,700万円未満であること。
 - (5) 助成対象未成年後見人が、被後見人の民法第725条の規定による親族以外の者であること。ただし、法第27条第1項第3号の規定により措置又は委託されている児童等であって、当該児童等が入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親が未成年後見人となった場合は対象としない（当該法人について、被後見人の施設退所後の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。）。
- 2 児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状態とは、次の要件をすべて満たした場合とする。
- (1) 児童相談所が把握している児童であること。
 - (2) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であること。
 - (3) 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

(事業内容)

第3条 本事業における事業内容は、予算の範囲内で次に掲げるものとする。

(1) 保険料助成

国通知の定めるところにより、被後見人及び助成対象未成年後見人が加入する損害賠償保険料(公益社団法人日本社会福祉士会(以下「日本社会福祉士会」という。)が運営主体となるものに限る。)に係る保険料に対して全額を助成する。

(2) 報酬助成

国通知の定めるところにより、被後見人から受け取るべき報酬額の全部又は一部を助成する。ただし、過年度分の活動実績に係る報酬は、当該事業の助成対象とはしないものとする。

(助成金額)

第4条 本事業における助成金額は、次のとおりとする。

(1) 保険料助成 国通知に定める保険料額の全額

(2) 報酬助成 家庭裁判所が決定した報酬の額を基準に、後見人1人につき、被後見人1人当たり月額20,000円(年額240,000円)を上限とする額

なお、きょうだいがいる場合には、被後見人の2人目以降は、月額10,000円(年額120,000円)、4人目以降は、月額5,000円(年額60,000円)、を上限とする。

(助成対象期間等)

第5条 本事業における保険料助成及び報酬助成の対象期間は、被後見人が成年に到達する日の前日までとする。

2 児童相談所長は、1年1回以上、助成対象未成年後見人及び被後見人の状況を確認するものとする。

(保険料助成及び報酬助成の申請等)

第6条 助成対象未成年後見人が、未成年後見人支援事業における保険料助成並びに報酬助成を受けようとする場合には、家庭裁判所における未成年後見人選任の審判が行われ、未成年後見人が選任され、民法第853条から第856条及び第857条の2の後見の事務を行った後、次に掲げる書類を児童相談所長に知事の定める期間までに提出しなければならない。

(1) 宮崎県未成年後見人支援事業(保険料助成・報酬助成)申請書(第1号様式)

(2) 未成年後見人選任事件審判書の謄本の写し

(3) 宮崎県未成年後見人支援事業資産状況届出書(第2号様式)

(4) 宮崎県未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書(第3号様式)

なお、保険料助成を申請する場合には、国通知で定める損害賠償保険会社の代理人である日本社会福祉士会の損害賠償保険加入様式「未成年後見人補償制度加入依頼書」を添えて提出する。

2 児童相談所長は、前項の規定により、申請書等を受理した後、助成対象未成年後見人及び被後見人の状況を訪問等による調査及び確認を行い、当該未成年被後見人について第2条に規定する児童として該当の有無に関する意見を添えて宮崎県知事(以下「知事」という。)に進達する。

3 知事は、前項の規定により申請書等の提出を受けたときは、助成の可否を決定し、「宮崎県未成年後見人支援事業(保険料助成・報酬助成)(決定・却下)通知書」(第4号様式)により申請を行

った助成対象未成年後見人に通知する。

なお、助成を交付する優先順位の基準については、別表1のとおりとする。ただし、知事が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(損害賠償保険の加入)

第7条 知事は、前条の規定により「宮崎県未成年後見人支援事業（保険料助成）決定通知書」を助成対象未成年後見人に通知する際には、日本社会福祉士会に対して「未成年後見人補償制度加入依頼書」を提出し、助成対象未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険の加入の申込みを行う。なお、加入申請に必要な事項は日本社会福祉士会において別に定めるものとする。

(保険料助成金の支払)

第8条 前条の規定により申込みを行った保険料助成金の支払方法は、日本社会福祉士会より送付される請求書により行うものとする。

(事故後の発生報告)

第9条 保険料助成を受けている助成対象未成年後見人又は被後見人に生じた損害に対し保険料の支払を求める場合には、「事故発生報告書」を作成し、児童相談所長を経由し知事に提出しなければならない。

(保険料助成の継続)

第10条 助成対象未成年後見人は、保険料助成を翌年度も継続する場合には、毎年3月1日までに「宮崎県未成年後見人支援事業（保険料助成・報酬助成）申請書」に日本社会福祉士会の損害賠償保険加入様式「未成年後見人補償制度加入依頼書」を添えて児童相談所長を経由し知事に提出しなければならない。

(報酬助成の請求等)

第11条 助成対象未成年後見人は、本事業における報酬助成を受けようとするときは、「宮崎県未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書」（第5号様式）に家庭裁判所が発出する「報酬付与審判書」の写しを添付し、知事に請求する。

2 報酬助成金の支払方法は、口座振替の方法により行うものとする。

(助成対象未成年後見人の報告義務)

第12条 助成対象未成年後見人は、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに「宮崎県未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書」（第6号様式）に「宮崎県未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書」を添付し、児童相談所長を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 被後見人の預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が1,700万円以上となったとき。
- (2) 被後見人の未成年後見人を辞任したとき。
- (3) 被後見人の未成年後見人を解任されたとき。
- (4) 被後見人が婚姻したとき。

- (5) 被後見人が死亡したとき。
- (6) 被後見人の住所又は氏名が変わったとき。
- (7) 助成対象未成年後見人の住所又は氏名が変わったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、申請内容及び助成を継続するうえで必要な事項に変更が生じたとき。

(未成年後見人支援事業の取消し)

第13条 被後見人への助成を行わなくなったときは、知事は、速やかに「宮崎県未成年後見人支援事業取消通知書」(第7号様式)により助成対象未成年後見人に通知しなければならない。

(未成年後見人支援事業の終了)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、助成の終了を決定する。

- (1) 助成対象未成年後見人又は被後見人が第2条に定める助成要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 助成対象未成年後見人から第12条第1号から第5号までの規定に該当する旨の届出が出されたとき。
- (3) その他知事が助成を行うことが適当でないと認めたとき。

2 知事が前項の規定により助成を終了した場合の保険料助成及び報酬助成の実施は、原則として事業を終了する日が属する月までとする。ただし、保険料助成については、日本社会福祉士会が定めるところにより保険が解約されるまでの期間を助成対象とする。

(譲渡等の禁止)

第15条 未成年後見人支援事業の助成を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第16条 知事は、次に掲げる場合、未成年後見人支援事業の決定の全部又は一部を「宮崎県未成年後見人支援事業取消通知書」により取消すとともに、未成年後見人支援事業における助成金を受領した者に対して支払済の未成年後見人支援事業助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 未成年後見人支援事業における助成の支払後、助成対象未成年後見人又は被後見人の状況が第12条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当していることを確認した場合。
- (2) 申請内容に虚偽や重大な錯誤があるときのほか、不正の手段により助成の支払いを受けたことを確認した場合。

別表1（第6条関係）

助成対象を決定する際の取扱い	
令和3年度	同様の要件による申請があった場合には、選任日が早い方とする。
①児童相談所長申立案件－措置継続児童	
②児童相談所長申立案件－措置解除児童	
③児童相談所長以外の者の申立案件－措置継続児童	
④児童相談所長以外の者の申立案件－措置解除児童	
令和4年度以降	
①児童相談所長申立案件－新規申請案件※1－措置継続児童	
②児童相談所長申立案件－新規申請案件－措置解除児童	
③児童相談所長申立案件－継続案件※2－措置継続児童	
④児童相談所長申立案件－継続案件－措置解除児童	
⑤児童相談所長以外の者の申立案件－新規申請案件－措置継続児童	
⑥児童相談所長以外の者の申立案件－新規申請案件－措置解除児童	
⑦児童相談所長以外の者の申立案件－継続案件－措置継続児童	
⑧児童相談所長以外の者の申立案件－継続案件－措置解除児童	
※1 新規「申請」であり、新規「申立」ではない。 ※2 「継続案件」は、2回目以降の申請をいう。	

附 則

この要綱は、令和4年2月4日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月4日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

宮崎県未成年後見人支援事業（保険料助成・報酬助成）申請書

宮崎県知事 殿
（宮崎県 児童相談所長）

未成年後見人 氏名 _____ 印
住所 _____
電話（連絡先） _____

被後見人 氏名 _____
住所 _____
電話（連絡先） _____

この度、（（請求者名）の選任請求に対する）家庭裁判所の審判により、被後見人の未成年後見人として選任されました。

つきましては、宮崎県未成年後見人支援事業実施要綱で定める助成要件を満たすことから、必要書類を添付し、宮崎県未成年後見人支援事業（保険料助成・報酬助成）を申請します。

家庭裁判所の未成年後見人選任審判書に記載された未成年後見人の開始日	年 月 日から
児童福祉施設へ入所している場合はその施設名と入所開始日	施設名 _____ 年 月 日から
児童相談所長の意見	

<必要書類>

- 1 未成年後見人選任事件審判書の謄本の写し
- 2 日本社会福祉士会が別途定める「未成年後見人補償制度加入依頼書」（保険料助成申請のみ）
- 3 宮崎県未成年後見人支援事業資産状況届出書（第2号様式）
- 4 宮崎県未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書（第3号様式）

※追加資料等があれば、別途添付すること。

宮崎県未成年後見人支援事業資産状況届出書

宮崎県知事 殿
（宮崎県 児童相談所長）

未成年後見人 氏名 _____ 印
住所 _____
電話（連絡先） _____

被後見人 氏名 _____
住所 _____
電話（連絡先） _____

宮崎県未成年後見人支援事業の申請を行うため、次のとおり、被後見人の資産状況を届け出ます。

資 産 の 内 訳	現金	_____ 円
	預貯金	_____ 円
	有価証券	_____ 円
	不動産	_____ 円
	その他の資産	_____ 円
資産の合計		_____ 円

※注意事項

報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取消したうえ、助成額の返還を求めます。

宮崎県知事 殿
（宮崎県 児童相談所長）

未成年後見人 氏名 _____ 印 _____
住所 _____
電話（連絡先） _____

被後見人 氏名 _____
住所 _____
電話（連絡先） _____

宮崎県未成年後見人支援事業における資産状況等に関する調査等同意書

宮崎県未成年後見人支援事業における資産状況の届出内容について、関係機関に調査・照会を行うこと及び本同意書を関係機関に開示することに同意します。

被後見人	氏名 _____ 印 _____
	住所 _____
	電話（連絡先） _____
未成年後見人	氏名 _____ 印 _____
	住所 _____
	電話（連絡先） _____

宮崎県未成年後見人支援事業（保険料助成・報酬助成）（決定・却下）通知書

未成年後見人

様（殿）

宮崎県知事 印

年 月 日に申請がありました、宮崎県未成年後見人支援事業（保険料助成・報酬助成）について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定の内容		保険料助成（決定・却下）
		報酬助成（決定・却下）
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 -
備 考		

※注意事項

※注意事項

- (1) 助成金を当事業の目的以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部の返還を求められます。
- (2) 未成年後見人は、被後見人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに次の必要書類を用いて報告してください。

<必要書類>

- 1 宮崎県未成年後見人支援事業資産状況変更・喪失届出書（第6号様式）
- 2 宮崎県未成年後見人支援事業資産状況等調査同意書（第3号様式）

宮崎県未成年後見人支援事業（報酬助成）請求書

（請求先）
宮崎県知事 殿
（宮崎県 児童相談所長）

未成年後見人 氏名 _____ 印
住所 _____
電話（連絡先） _____

被後見人 氏名 _____
住所 _____
電話（連絡先） _____

年 月 日付 第 号宮崎県未成年後見人支援事業（報酬助成）決定通知書に基づく未成年後見人の報酬助成金を次のとおり請求します。

請求金額	_____ 円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
助成金 振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ) -----

※注意事項

報酬助成金の振込口座は、未成年後見人本人又は未成年後見人を行う法人の代表者の口座としてください。

<必要書類>

- 1 家庭裁判所が発出する「報酬付与審判書」の写し
- 2 振込口座の通帳の写し

宮崎県未成年後見人支援事業状況変更・喪失届出書

宮崎県知事 殿
（宮崎県 児童相談所長）

未成年後見人 氏名 _____ 印
住所 _____
電話（連絡先） _____

被後見人 氏名 _____
住所 _____
電話（連絡先） _____

宮崎県未成年後見人支援事業の助成要件に変更等が生じたので、次のとおり状況を届け出ます。

状況変更年月日	年 月 日
変更等の内容	

■ 被後見人の資産状況（資産状況に変更がある場合のみ記載ください。）

資 産 の 内 訳	現金	_____ 円
	預貯金	_____ 円
	有価証券	_____ 円
	不動産	_____ 円
	その他の資産	_____ 円
資産の合計		_____ 円

※注意事項

報告内容に虚偽又は重大な錯誤があった場合は、助成の決定を取消したうえ、助成額の返還を求めます。

宮崎県未成年後見人支援事業取消通知書

未成年後見人

様（殿）

宮崎県知事 印

宮崎県未成年後見人支援事業について、次の理由により取消しましたので通知します。

取消しする助成	保険料助成 ・ 報酬助成	
取消日	年 月 日	
取消理由		
被 後 見 人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 ー